

平成19年度岩手県立総合教育センター

特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する研究
- 特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックの
作成をとおして -

(第1報)

岩手県立総合教育センター
特別支援教育室
井上美由紀

< 目 次 >

I	研究の目的	1
II	研究の方向性	1
III	研究の年次計画	1
IV	本年度の研究の内容と方法	1
1	研究の目標	1
2	研究の内容と方法	2
3	研究協力校	2
V	研究結果の分析と考察	2
1	特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本的な考え方	2
(1)	特別支援教育の目指す姿	2
(2)	現行制度の弾力化とは	3
(3)	特別支援学級の「弾力的な運用」とは	3
(4)	特別支援学級の「弾力的な運用」の推進の意義	5
2	特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想の立案	5
(1)	特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックの基本的な考え方	5
(2)	特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想図	6
3	県内の小・中学校における特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する 実態調査と結果の分析・考察	8
(1)	調査の目的	8
(2)	調査仮説	8
(3)	調査の対象	8
(4)	調査の方法と期間	8
(5)	調査の内容	8
(6)	調査の結果と分析	9
(7)	調査結果の考察とまとめ	13
4	特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想に基づく手だての 試案の作成	15
(1)	特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックの基本構想	15
(2)	特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックの試案の構想	15
VI	研究のまとめと課題	16
1	研究のまとめ	16
2	今後の課題	16

<おわりに>

【引用文献】

【参考文献】

I 研究の目的

平成17年の中教審答申において、特別支援教育の現行制度の弾力化として「交流及び共同学習の推進」「特別支援学級担任の活用によるLD・ADHD等の児童生徒への支援」「通級による指導の拡大によるLD・ADHD等の児童生徒への支援」が述べられている。これは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して、生活や学習上の困難を改善又は克服するための個に応じた支援を行う必要があるためである。特に特別支援学級設置校においては、現行制度の弾力化の中で述べられているように、特別支援学級担任の専門性を生かした支援を行うことが求められている。

しかし、県内の実態をみると、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援学級担任のもつ専門性が効果的に活用されていない状況が見受けられる。これは、特別支援学級担任の専門性を校内資源として活用する特別支援学級の「弾力的な運用」についての理解が進んでいないことと、各校の実態に合わせて運用を進めるための具体的な資料が少ないことが要因であると考えられる。

このような状況を改善していくためには、県内の小・中学校や特別支援学級の実情を踏まえた「弾力的な運用」の在り方と具体的な運用の方法を示した資料を作成することが必要である。

そこで、本研究では、県内の小・中学校における特別支援学級の弾力的な運用の実態を調査・分析し、特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックの作成をとおして特別支援学級の「弾力的な運用」の推進を図ることにより、小・中学校の特別支援教育の充実に役立てようとするものである。

II 研究の方向性

特別支援学級の弾力的な運用の推進を図るため、県内の小・中学校における特別支援学級の運用と特別支援学級担任の役割について実態調査を行い、特別支援学級の弾力的な運用の意義と運用の在り方を示したガイドブックを作成する。

III 研究の年次計画

この研究は、平成19年度から平成20年度にわたる2年次研究である。

第1年次（平成19年度）

特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本的な考え方の検討及び基本構想の立案、県内の小・中学校における特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する実態調査及び調査結果の分析と考察、特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想に基づく手だての試案の作成

第2年次（平成20年度）

指導実践計画に基づく実践、実践結果の分析と考察、特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する研究のまとめ

IV 本年度の研究の内容と方法

1 研究の目標

文献等から特別支援学級の「弾力的な運用」の推進の方法と内容について検討・分析した上で、本県における特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想を立案する。県内の特別

支援学級の「弾力的な運用」の推進と特別支援学級担任の活用状況の実態調査を行い、特別支援学級担任を活用するための課題を把握し、特別支援学級担任の専門性を活用し特別支援学級の「弾力的な運用」を推進するためのガイドブックを作成する。

2 研究の内容と方法

(1) 特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本的な考え方の検討（文献法）

特別支援学級の「弾力的な運用」及びLD・ADHD等の児童生徒への特別支援学級担任の専門性を活用した支援に関する先行研究や文献を基に、特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本的な考え方を検討し、まとめる。

(2) 特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想の立案（文献法）

基本的な考え方を踏まえ、小・中学校における特別支援学級の「弾力的な運用」を推進するための基本構想を立案する。

(3) 県内の小・中学校における特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する実態調査と結果の分析・考察（質問紙法）

県内の小・中学校における特別支援学級の「弾力的な運用」の推進と特別支援学級担任の活用に関する調査を実施し、分析・考察する。

(4) 特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想に基づく手だての試案の作成（文献法・調査法）

基本構想と実態調査をもとに、特別支援学級の「弾力的な運用」を推進するための手だてとして、県内の小・中学校や特別支援学級の実情を踏まえた「弾力的な運用」の在り方と、特別支援学級担任の専門性を活用するための具体的な方法を示したガイドブックを作成する。

3 研究協力校

検討中

V 研究結果の分析と考察

1 特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本的な考え方

(1) 特別支援教育の目指す姿

平成19年度は特別支援教育元年といわれる。障害の種類や程度によって教育の場が分けられていた特殊教育が特別支援教育に変わり、通常の学級においても一人一人の教育的ニーズに応じた支援が行われることとなった。特別支援教育は、通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒も含め、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組のために、一人一人のニーズに応じた支援を行うものである。

特別支援教育の目指す姿は、障害の有無にかかわらず、互いを尊重しあう共生社会の実現である。そのためには、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ場を保障するとともに、その学習内容を充実させていく必要がある。したがって、特別支援学級の児童生徒については、障害のない児童生徒や通常の学級の担当教員との相互理解を進め、自立と社会参加が促進されるように、交流及び共同学習のねらいを明確にして学習を行っていくことが大切である。通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要なLD・ADHD等の児童生徒に対しては、個別のニーズに柔軟に対応し、支援を行うことができるような制度や仕組みが必要であり、現行制度の見直しや弾力化による取組が進められている。

(2) 現行制度の弾力化とは

小・中学校の通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒への支援のために現行制度を弾力化した取組として、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（文部科学省，2005）では，次の3点を挙げている（【図1】）。

ア 交流及び共同学習の推進

特別支援学級と通常の学級の担任同士が連携し，特別支援学級の児童生徒が通常の学級で学ぶ機会を適切に設け，その教育内容を充実する取組である。

イ 特別支援学級担任によるLD・ADHD等の児童生徒への支援

交流及び共同学習の推進を前提に，特別支援学級の担任が通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒に直接の指導や支援を行う取組である。特別支援学級担任は，障害のある児童生徒への指導に関する専門性を活用して，校内において多様な役割を担うことが期待されている。

ウ 通級による指導の拡大によるLD・ADHD等の児童生徒への支援

通級指導の対象にLD・ADHD等の児童生徒を含め，指導時間数についても年間10単位時間から280単位時間までとする弾力化の取組である。ただし，通級指導教室や特別支援学校へ通級する場合は，特別な教育課程を編成する必要がある。

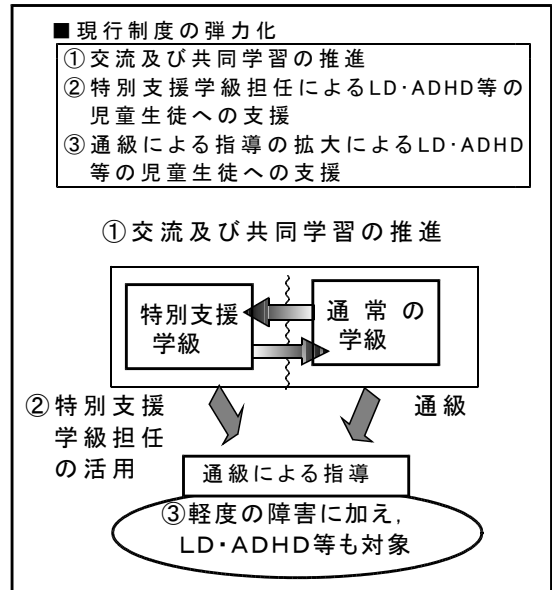
つまり，現行制度の弾力化とは以上3点について取り組み，固定の場である通常学級や特別支援学級の枠組みを柔軟にとらえることにより，通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のニーズに対応するためのものである。具体的には，特別支援学級や通級指導教室を通常の学級における特別な教育的支援が必要な児童生徒への指導の場として活用したり，特別支援学級担任や通級指導教室の担当者が通常の学級で支援を行ったりすることを指している。さらに答申では，「特別支援学級担任等には校内の特別支援教育における中心的な役割が求められている」とし，通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズをもつ児童生徒の支援を進めるために，各学校の実態に合わせた弾力化を行い，支援体制を工夫することの重要性を述べている。

以上のことから，特別支援学級設置校では，特別支援学級担任のもつ専門性を活用するために，特別支援学級の「弾力的な運用」の推進を図る必要があると考える。

(3) 特別支援学級の「弾力的な運用」とは

ア 特別支援学級の「弾力的な運用」のとらえ

廣瀬（2006）は，「特別支援学級の『弾力的な運用』とは，特別支援学級担任による通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒への支援を意味する」とし，特別支援学級は校内支援体制の中の重要な資源の一つであると述べている。つまり，特別支援学級には障害のある児童生徒に関する専門的な知識をもち障害特性を踏まえた指導を実践している担任がいること，障害や発達段階に応じた教材教具があること，構造化された場としての機能があることなど，障害のある児童生徒にとって必要とされる環境が整っているため，これらを通常の学級に



【図1】現行制度の弾力化のイメージ
（文部科学省の資料より抜粋）

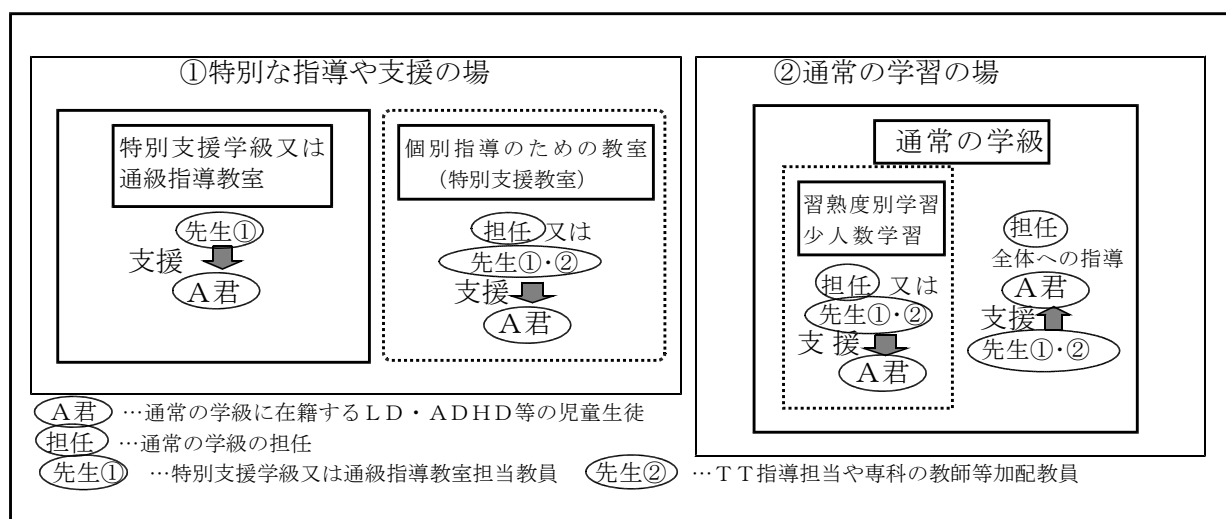
在籍するLD・ADHD等の児童生徒への支援に活用することが校内支援体制の充実につながるとしている。

そこで、本研究における特別支援学級の「弾力的な運用」とは、校内の全ての特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応えるために、特別支援学級の場合と担当者が必要に応じて活用することととらえた。特別支援学級の「弾力的な運用」を進めることで、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援の選択肢が広がり、運用の方法や内容が充実していくと考える。

イ 先行研究における特別支援学級の「弾力的な運用」の取組

先行研究「AD／HD・高機能自閉症と思われる児童・生徒への特別な支援のあり方研究」（柏木・山口，2003）、「通常の学級における特別な教育的支援の必要な児童への学習指導の工夫」（千葉・日向ら，2007）により、通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒への支援は、通常の学級での個に応じた配慮や特別な場に取り出しての個別指導が有効であることが明らかになっている。これらの支援のために特別支援学級の「弾力的な運用」を行い、特別支援学級の場合や担任を校内資源として活用することが期待されている。

国立特別支援教育総合研究所の「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」（2004～2006）では、固定式の学級ではなく、教室という形態で行う支援の在り方についての研究が行われた。これは、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（文部科学省，2003）において示された特別支援教室構想を目指すものである。この研究では、特別支援学級や通級指導教室を個別指導の場として活用したり、個別指導のための教室（特別支援教室）を設置したりすることにより、LD・ADHD等の児童生徒の教育的ニーズに対応した指導や支援が行われ、効果が認められた（【図2】①）。また、特別支援学級担任が通常の学級の授業に入って行うティームティーチングによる指導や、習熟度別学習等の少人数学習の際にLD・ADHD等の児童生徒に個別指導をする取組も行われ、効果が認められた（【図2】②）。



【図2】校内支援における特別支援学級の弾力的な運用の例（国立特別支援教育総合研究所「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」の資料を基に作成）

このように、児童生徒の教育的ニーズに合わせて指導や支援の場や内容を工夫し、特別支援学級担任の直接の指導や支援を行う「弾力的な運用」により、指導や支援の効果が上がることが明らかにされている。一方、特別支援学級の実態は様々であり、在籍する児童生徒の障害の種類や程度によっては、ほとんどの時間を固定の学級で指導や支援を受けることが必要な児童生徒がいる場合も

あるという現状も述べられており、特別支援学級に在籍する児童生徒への個に応じた支援や指導を保障し、各学校の実態を踏まえた運用を行うことが大切であるとされている。

(4) 特別支援学級の「弾力的な運用」の推進の意義

これまでに述べてきたことから、特別支援学級の実態を踏まえた上で「弾力的な運用」を推進することで、通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が行われ、生活や学習上の困難が改善することができると思う。

特別支援学級の「弾力的な運用」を推進するには、校内における交流及び共同学習の推進が前提となることから、通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒だけでなく、特別支援学級に在籍する児童生徒についても校内の全教職員で支援を行うという認識が必要となる。つまり、特別支援学級の「弾力的な運用」により、校内における交流及び共同学習が推進され、特別支援学級に在籍する児童生徒と、通常の学級の担任や児童生徒との相互理解が深まることが期待できる。

このように、特別支援学級の「弾力的な運用」の推進は、校内の全ての特別な教育的支援を必要とする児童生徒にとって意義のあることであり、小・中学校の特別支援教育の充実に欠かせないものであると考える。

2 特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想の立案

(1) 特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックの基本的な考え方

ア 特別支援学級担任の専門性の内容

特別支援学級担任の専門性を活用するとは、校内支援体制のなかで特別支援学級担任が支援の対象となる児童生徒に直接の指導や支援を行ったり、校内支援のために必要な事柄について障害に関する知識や指導方法を提供したりすることで、その専門性を生かすことである。ここでは、その特別支援学級担任の専門性の内容についての考えを述べる。

小澤（2007）によると、特別支援学級の「弾力的な運用」によって、特別支援学級担任が通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒への指導や支援を行う時間を生み出し、児童生徒の教育的ニーズに応えるとともに、校内の人的資源として通常の学級担任への支援も行うことが期待できるとされている。この人的資源として期待される要件を特別支援学級担任の専門性としてとらえ、その内容を【表1】にまとめた。

この【表1】に示した専門性は、これまでの特殊教育でも活用されてきたものである。特別支援学級担任がもつ障害に関する知識や、障害や

【表1】特別支援学級担任の専門性の内容

特別支援学級担任の専門性	具体的な内容
障害に対する基礎知識	障害特性や発達段階に応じた指導・支援の方法
実態把握の方法	行動の観察・心理検査
教材・教具の作成や提供	認知特性に応じた教材の作成や提供、アドバイス
個別の指導計画の作成と評価	実態に応じた目標の設定と評価
保護者への支援	教育相談等
障害種に応じた指導・支援	障害種に応じた指導や支援の方法・校内研修会への協力
情報の活用	特別支援教育に関する情報提供

発達段階に応じた指導方法や個に応じた配慮などは、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒へも生かすことができると思う。同時に、特別支援学級の教材や教具の活用、構造化された学習の場の利用などにより、学習や課題に取り組むための環境を整えることも特別支援学級担任の専門性を活用した支援の一つであると思う。

また、通常の学級の授業に入って支援を行う場合は、特別支援学級担任の役割や指導内容を

明確にして指導や支援を行う必要があり、ティームティーチングによる指導の際の支援の方法など、今後新たに求められる専門性もあると考える。特別支援学級担任の専門性を活用するためには、特別支援学級担任の専門性を明確にし、その専門性を活用するための手だてを示す必要があると考える。

イ 特別支援学級担任の専門性を活用するための現状と課題

特別支援学級担任のもつ専門性や特別支援学級の「弾力的な運用」については、校内での共通理解が十分に進んでいない状況であることが予想される。そのため、特別支援学級担任が特別支援学級の指導を離れて、通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒への指導や支援を行う時間をもつことが難しいことが多いと思われる。このことから、特別支援学級の「弾力的な運用」の在り方と具体的な運用の方法を示し、校内の共通理解と連携を図るための手だてが必要であると考えられる。

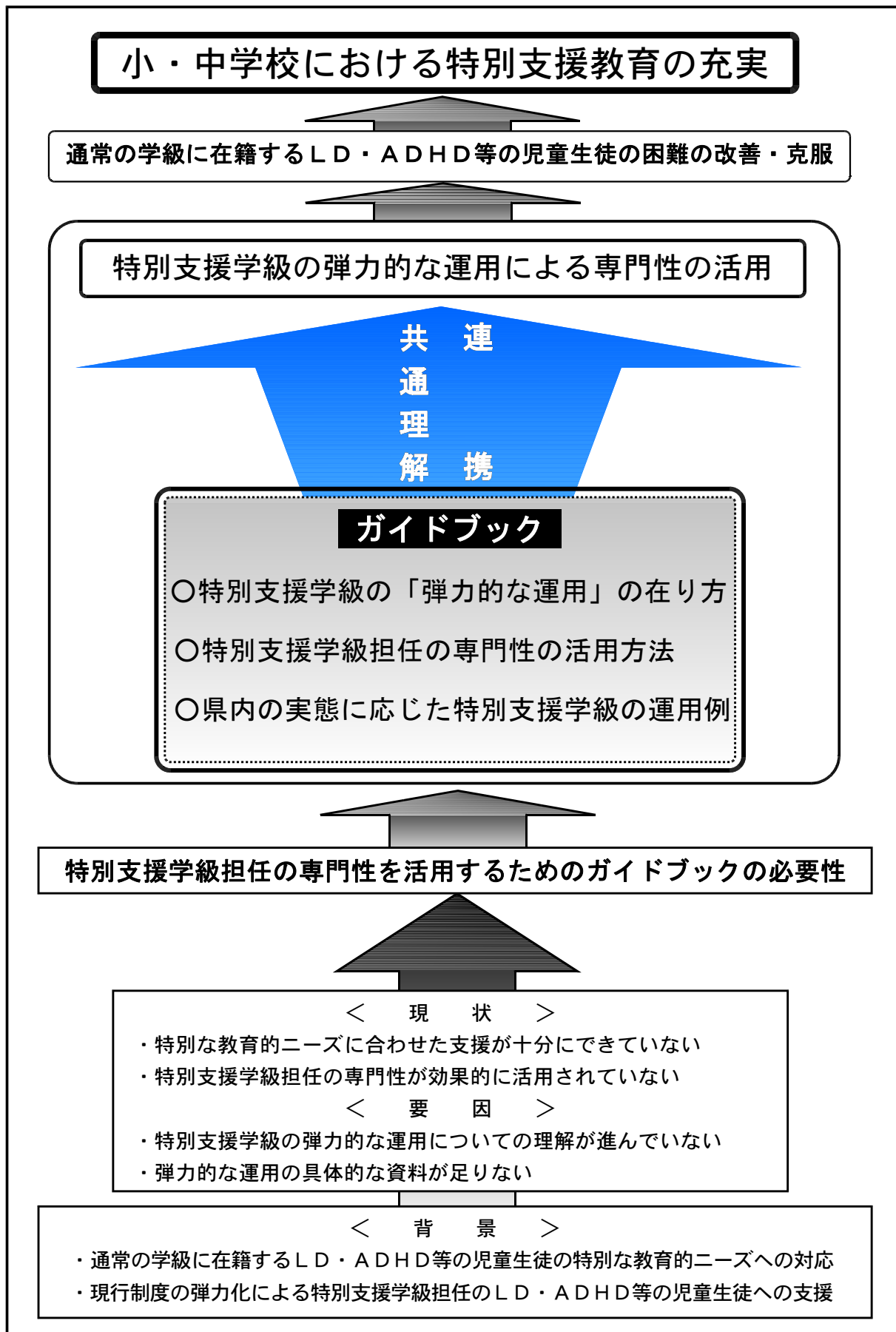
ウ 特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックとは

特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックとは、通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒への支援を効果的に行うため、特別支援学級担任の専門性と特別支援学級の「弾力的な運用」について校内での共通理解を図り、特別支援学級の「弾力的な運用」を推進するものである。ガイドブックの対象は、小・中学校の教職員とする。

特別支援学級の専門性を活用するためのガイドブックでは、「特別支援学級の『弾力的な運用』の意義とその在り方」「特別支援学級担任の専門性とその活用方法」「特別支援学級の具体的な運用例」を示す。ガイドブックはこの3点について校内の共通理解を図り、実際の指導や支援を促すことを目的としている。具体的には、本県の実情を踏まえた上で、校内支援における特別支援学級の担任の役割を決め、支援の内容や方法、支援にかかわる人や物、時間、場所などについて、運用の在り方と方法を示す。また、校内における交流及び共同学習を推進する際には、特別支援学級に在籍する児童生徒について校内で共通理解を図る必要があり、そのための手立てについても示す。特別支援学級の実態と、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒の教育的ニーズを把握し、特別支援学級の「弾力的な運用」をどのように行うのかを具体的に示したガイドブックを作成する。

(2) 特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想図

特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想図を次ページ【図3】に示す。



【図3】特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想図

3 県内の小・中学校における特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する実態調査と結果の分析・考察

(1) 調査の目的

本調査は、特別支援学級が設置されている小・中学校（277校）の教頭を対象に、特別支援学級の運用と特別支援学級担任の校内支援における役割について、現状を把握するために実施した。

(2) 調査仮説

調査仮説として次の2点を設定した。

ア 調査仮説1

県内小・中学校においては、特別支援学級の「弾力的な運用」が進んでいないのではないかと。

イ 調査仮説2

県内小・中学校においては、特別支援学級の「弾力的な運用」についての理解が進んでいないのではないかと。

(3) 調査の対象

県内の特別支援学級が設置されている小・中学校
小学校168校，中学校109校，計277校

(4) 調査方法と期間

ア 調査方法

質問紙法

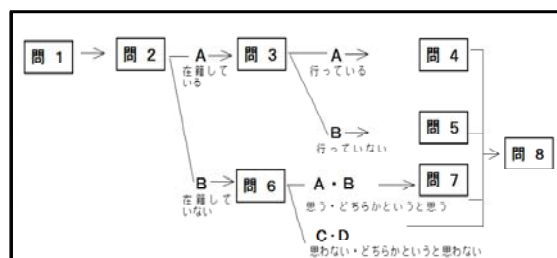
イ 調査期間と回収結果

調査期間：平成19年11月2日～12日

回収結果：回収率100%

(5) 調査の内容

特別支援学級の「弾力的な運用」の状況は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍の状況や、対象児童生徒の実態により異なる。そのため、問2



【図4】質問の流れ

で対象児童生徒の在籍の有無について質問し、その回答により次の質問を分けた調査紙の質問の流れを【図4】に、質問内容を【表2】に示す。

【表2】調査紙の質問内容

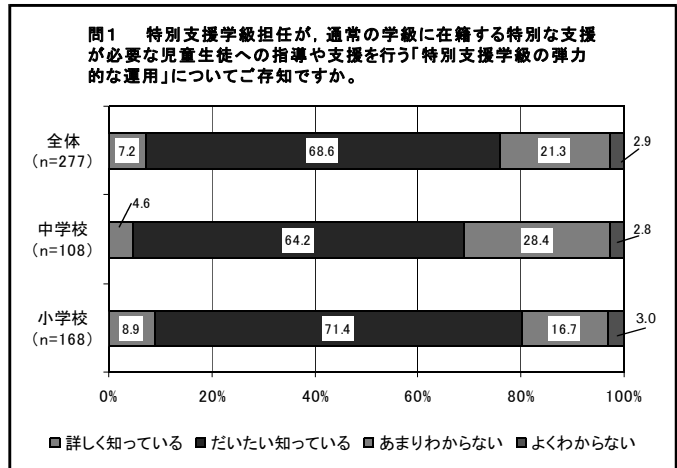
問	質問内容
1	「特別支援学級の弾力的な運用」の内容について知っているか（選択肢）
2	通常の学級に特別な支援が必要な児童生徒が在籍しているか（選択肢）
3	特別支援学級の担任が通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導や支援，又はその担任への支援を行っているか（選択肢）
4	特別支援学級の担任が通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒やその担任に対してどのような支援を行っているか（あてはまるものを全て選択）
5	特別支援学級の担任が通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導や支援，又はその担任への支援を行っていない理由は何か（選択肢）
6	今後，特別支援学級の担任が，通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導や支援，又はその担任への支援を行うべきか（選択肢）
7	今後，特別支援学級の担任が行うことが期待される通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導や支援，又は担任に対する支援は何か（3つ選択）
8	今後，通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に指導や支援を行う際に課題と思われること（自由記述）

(6) 調査の結果と分析

調査の結果と分析については、質問の内容から「特別支援学級の『弾力的な運用』に関する認知度」「通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の有無」「特別支援学級担任による指導や支援の状況」「特別支援学級担任に期待する指導や支援」「通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導や支援を行う際の課題」と項を立て、以下に順に示す。

ア 特別支援学級の「弾力的な運用」に関する認知度について

【図5】は「特別支援学級の弾力的な運用」の内容を知っているかどうかについての回答の割合を示したものである。小・中学校全体で「詳しく知っている」は7.2%、「だいたい知っている」は68.6%、「あまりわからない」は21.3%、「よくわからない」は2.9%であった。「あまり分らない」と「よくわからない」については、2つの回答を合わせると小学校が19.7%、中学校が31.2%で、小学校に比べ中学校での認知度が11.5ポイント低かった。小学校、中学校とも回答の割合が最も多いのは「だいたい知っている」で、小学校71.4%、中学校64.2%であった。また、「詳しく知っている」と「だいたい知っている」を合わせると、小学校は80.3%、中学校は68.8%、全体では75.8%であった。

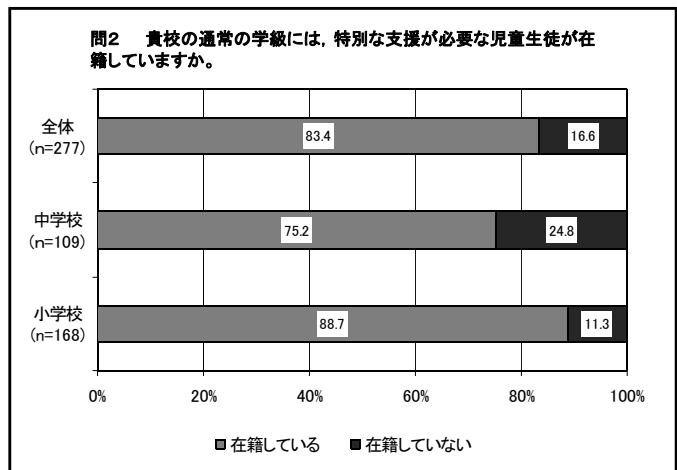


【図5】特別支援学級の「弾力的な運用」に関する認知度

以上のことから、小学校でも中学校でも特別支援学級の「弾力的な運用」に関する認知度は高いといえる。

イ 通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の有無について

【図6】は、通常の学級における特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍しているかについての回答の割合を示したものである。「在籍している」と回答した学校は、小学校168校中149校(88.7%)、中学校109校中82校(75.2%)で、全体では277校中231校(83.4%)であった。「在籍していない」と回答した学校は、小学校が168校中19校(11.3%)、中学校109校中27校(24.8%)であった。



【図6】通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒の有無

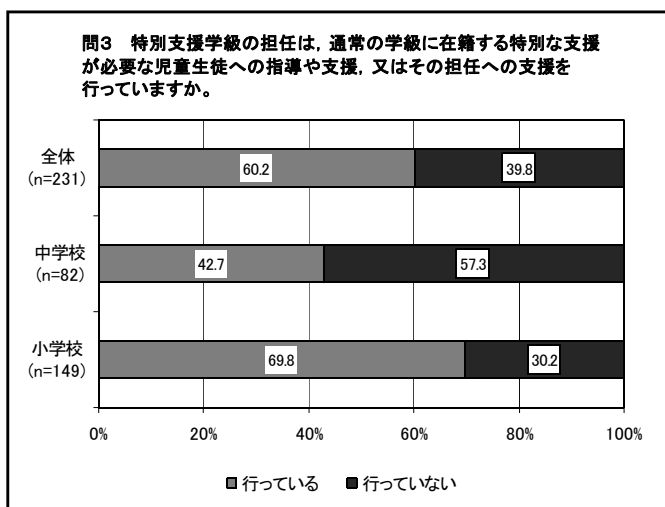
以上のことから、小・中学校共に、通常の学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒の在籍している割合が高いことが分かった。

ウ 特別支援学級担任による指導や支援の状況について

ここでは、通常の学級に特別な支援が必要な児童生徒が在籍している学校(小学校149校、中学校82校、計149校)に対して、通常の学級に在籍する児童生徒や該当児童生徒の担任に対す

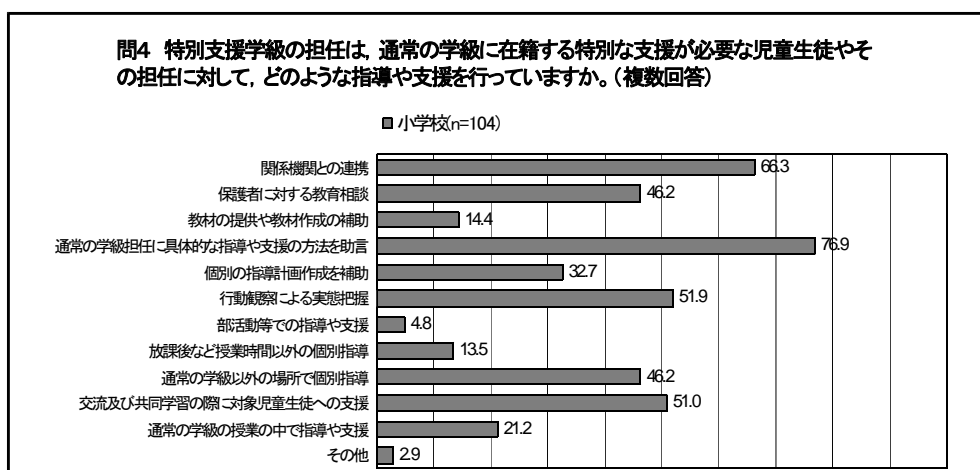
る特別支援学級担任による支援の有無（問3）や、特別支援学級担任による支援を行っている場合の支援の内容（問4）、支援を行っていない場合の理由（問5）について回答結果とその分析を示す。

【図7】は特別支援学級担任による指導や支援の有無の割合を示したものである。特別支援学級担任による指導や支援を「行っている」と回答したのは、小学校は149校中104校（69.8%）、中学校は82校中35校（42.7%）であった。「行っていない」については小学校45校（30.2%）、中学校47校（57.3%）であった。小学校と中学校を比較すると、特別支援学級担任による指導や支援を行っている学校の割合は小学校の方が高く、約70%の学校が行っていた。中学校は特別支援学級担任による指導や支援を行っている学校が半数以下であった。

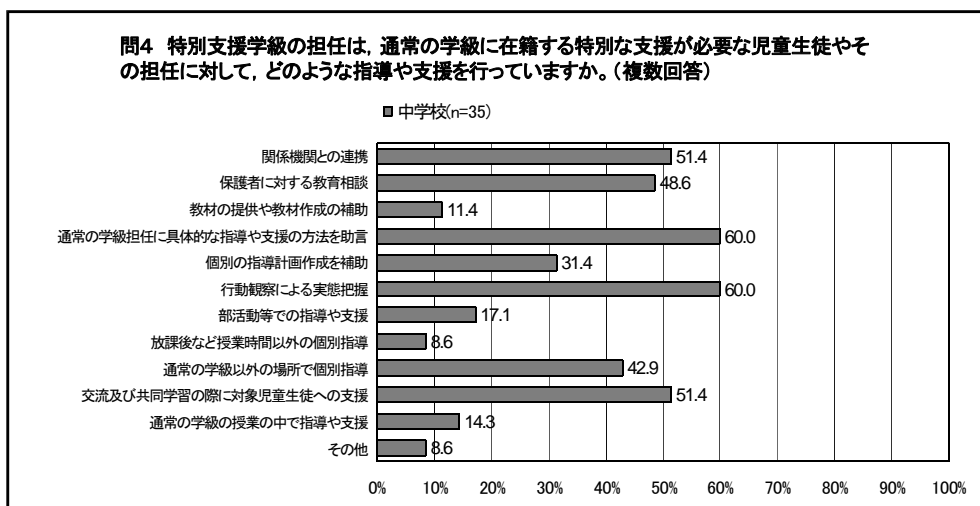


【図7】特別支援学級担任による指導や支援の有無

【図8】と【図9】は、特別支援学級担任による指導や支援を行っている学校（小学校104校、中学校35校、計139校）に対して、特別支援学級担任による指導や支援を行っているかについての回答を、校種別に割合で表したものである。小学校では、「通常の学級担任に具体的な指導や支援の方法について助言する」が最も多く104校中80校（76.9%）であり、次いで「関係機関との連携を行う」が69校（66.3%）であった。また、「行動観察による実態把握を行う」は54校（51.9%）、「交流及び共同学習の際に、対象児童生徒への支援を行う」は53校（51.0%）、「通常の学級以



【図8】小学校における特別支援学級担任による支援の内容



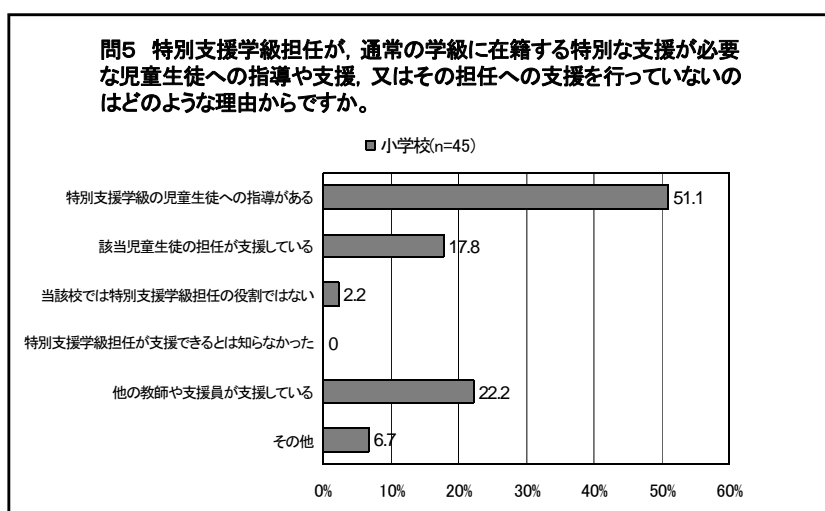
【図9】中学校における特別支援学級担任による支援の内容

外の場所で個別指導を行う」と「保護者に対する教育相談を行う」は48校(46.2%)であった。中学校では、「通常の学級担任に具体的な指導や支援の方法について助言する」と「行動観察による実態把握を行う」が35校中21校(60.0%)で同数であり、一番多かった。次いで「交流及び共同学習の際に対象児童生徒への支援を行う」と「関係機関との連携」が同数で18校(51.4%)、「保護者に対する教育相談を行う」17校(48.6%)、「通常の学級以外の場所で個別指導を行う」が15校(42.9%)であった。「その他」は小学校2校(2.9%)、中学校3校(8.6%)で、内容は「家庭訪問」「知能検査の実施」「支援を行う教職員への助言」であった。

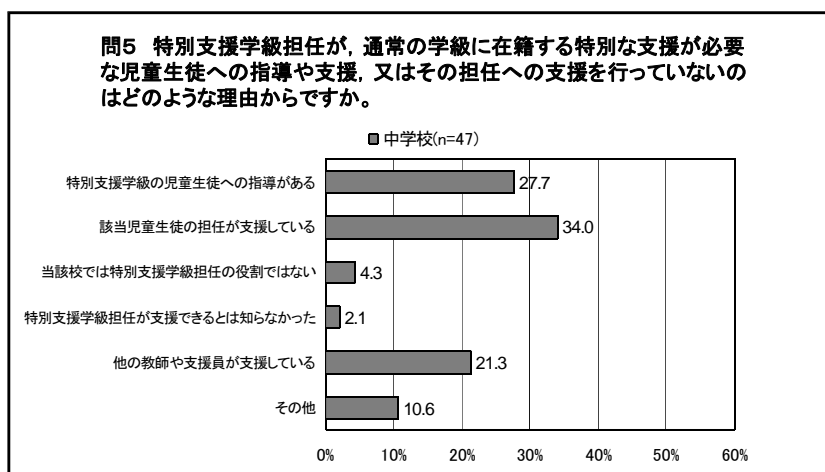
以上の結果から、通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する小学校の約7割、中学校の約4割で特別支援学級担任による指導や支援が行われていることが分かった。小・中学校において特別支援学級担任が行っている主な指導や支援は、対象児童生徒の担任への支援、交流及び共同学習の際の対象児童生徒への指導や支援、保護者への教育相談による支援であることが分かった。

【図10】と【図11】は、問3で特別支援学級担任による指導や支援を行っていないと回答した小学

校45校と中学校47校に、その理由を質問した結果を示したものである。小学校では「特別支援学級の児童生徒への指導がある」という回答が45校中23校(51.1%)で最も多かった。次に多かったのは、「他の教師や支援員が支援している」は10校(22.2%)、「該当児童生徒の担任が支援している」が、8校(17.8%)であった。中学校で最も多かった回答は、「該当児童生徒の担任が支援している」で、47校中16校(34.0%)であった。次に多かったのは「特別支援学級の児童生徒への指導がある」13校(27.7%)、「他の教員や支援員が支援している」10校(21.3%)であった。「その他」は小学校3校(6.7%)、中学校5校(10.6%)で、主な内容は「どのような支援を行うかについて検討中である」「保護者の理解を得られていない」であった。



【図10】小学校の特別支援学級担任が支援を行っていない理由

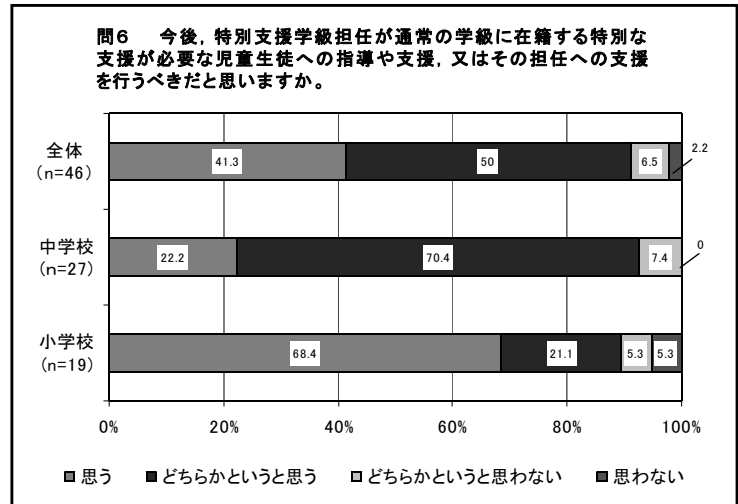


【図11】中学校の特別支援学級担任が支援を行っていない理由

小・中学校とも、特別支援学級の児童生徒への指導を、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導や支援を行っていない理由としていることが分かった。また、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導や支援は、該当児童生徒の担任や、特別支援学級担任以外の校内の教職員が行っていることが分かった。

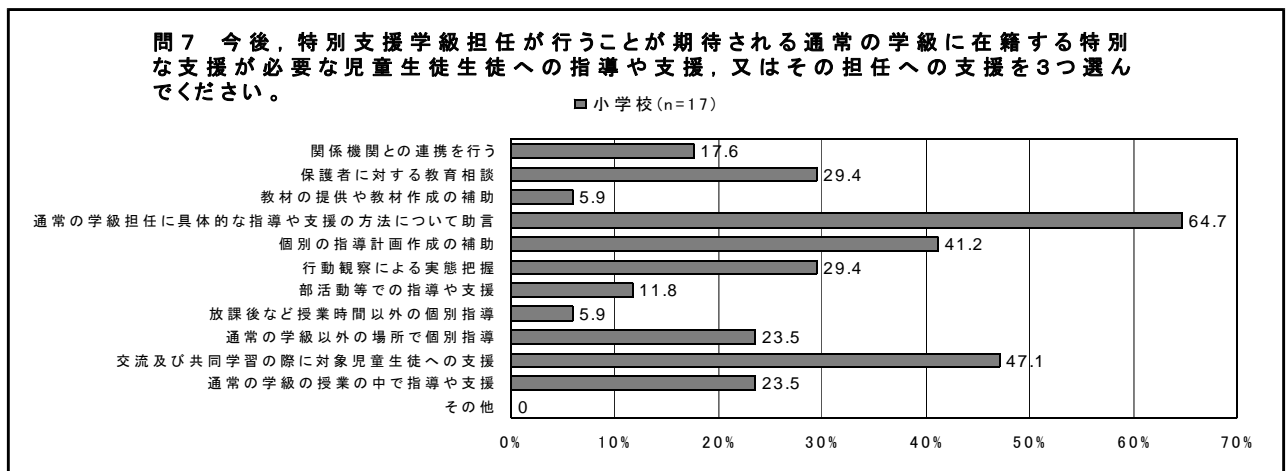
エ 特別支援学級担任に期待する指導や支援について

【図12】は、問2「貴校の通常の学級には、特別な支援が必要な児童生徒が在籍していますか」で「在籍していない」と回答した学校（小学校19校，中学校27校，計46校）に、「今後，特別支援学級担任が通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導や支援，又はその担任への支援を行うべきか」について質問した回答を示したものである。「思う」は小学校68.4%，中学校22.2%で差がみられたが、「どちらかというと思う」を合わせると，小学校が89.5%（17校），中学校が92.6%（35校）とほとんど差はみられなかった。このことから，通常の学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍していないと回答した学校の多くで，今後は特別支援学級担任による指導や支援を行うべきととらえられていることが分かった。

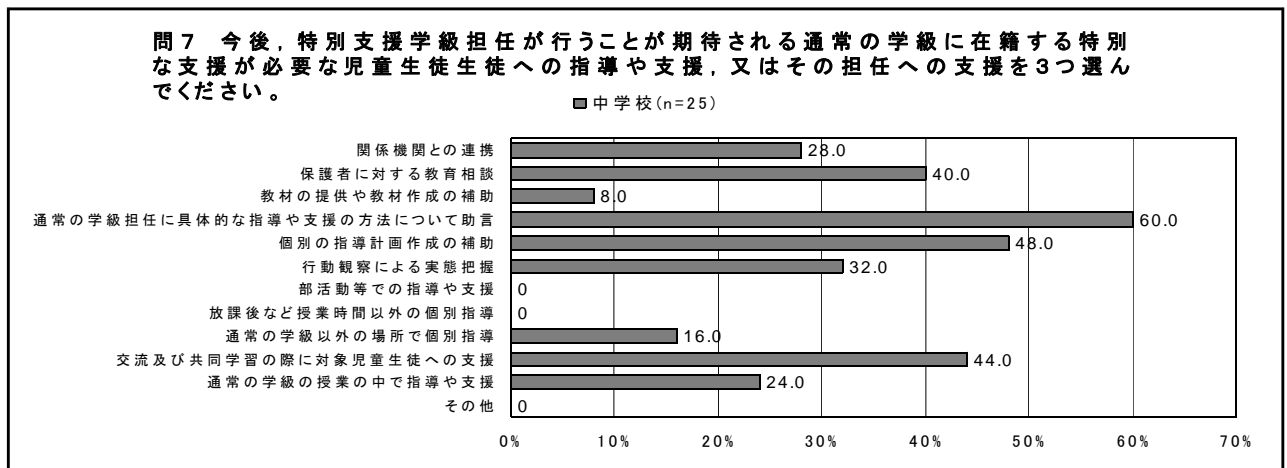


【図12】 特別支援学級担任による支援の必要性

【図13】，【図14】は、問6で「思う」「どちらかというと思う」と回答した小学校17校と中学校25校に、問7で「今後，特別支援学級の担任が行うことが期待される通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導や支援，又はその担任に対する支援は何か」と質問した回答につ



【図13】 小学校において今後特別支援学級担任が行うことが期待される支援の内容



【図14】 中学校において今後特別支援学級担任が行うことが期待される支援の内容

いて示したものである。小学校、中学校共に最も多かった回答は「通常の学級担任に具体的な指導や支援の方法について助言する」で、小学校64.7%、中学校60.0%であった。次に多かったのは「個別の指導計画の作成を補助する」が小学校41.2%、中学校48.0%であり、「交流及び共同学習の際に対象児童生徒への支援を行う」が小学校47.1%、中学校44.0%であった。これらの3つは小学校、中学校とも共通して多く選ばれており、小学校と中学校との傾向が同じであることが分かった。

以上のことから、通常の学級に特別な支援が必要な児童生徒が在籍していない学校では、今後は通常の学級に特別な支援が必要な児童生徒又はその担任に対して特別支援学級担任による指導や支援を行うべきととらえられており、特別支援学級担任に期待する指導や支援については、小学校、中学校とも同じ傾向であることが分かった。

オ 通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導や支援を行う際の課題について最後の設問は、対象校全てに対して「今後、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に指導や支援を行う際に課題と思われること」について自由記述で質問した。その結果、小学校168校中157校、中学校109校中101校計258校より回答があった。【表3】は、出された課題を「学校全体にかかわること」と「特別支援学級担任にかかわること」に分類し、まとめたものである。「学校全体にかかわること」については、「加配教員や特別支援教育支援員の配置」が102校（小学校66校、中学校36校）、「校内支援体制の確立」についても68校（小学校41校、中学校27校）が記述しており、組織として支援を行うための課題があることが分かった。「特別支援学級担任に関すること」については、「特別支援学級の担任が支援を行うための時間を確保することが困難」が73校（小学校54校、中学校19校）で、特別支援学級担任の時間の確保を課題として挙げている学校が多かった。

【表3】通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に指導や支援を行う際の課題

学校全体にかかわること	特別支援学級担任にかかわること
<ul style="list-style-type: none"> ○加配教員や特別支援教育支援員の配置(小66, 中36校) ○校内支援体制の確立(小41, 中27校) ○全職員の特別支援教育に関する研修の充実(小20, 中21校) ○保護者への理解啓発(小23, 中21校) ○他の児童生徒への理解啓発(小18, 中16校) ○特別支援教育に関する校内の共通理解(小18, 中13校) ○外部機関との連携(小11, 中10校) ○その他(小5, 中7校) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級担任が支援を行うための時間の確保が困難(小54, 中19校) ○特別支援教育に関する専門知識のある教員の配置(小20, 中9校) ○時間割の調整が困難(小13, 中4校) ○個別の指導計画の作成(小1, 中12校) ○その他(小1, 中3校)

(7) 調査結果の考察とまとめ

ア 調査結果の考察

(ア) 調査仮説1「県内小・中学校においては、特別支援学級の『弾力的な運用』が進んでいないのではないか」について

県内の小学校については、特別支援学級担任による通常の学級担任への支援が行われていた学校が多いことから、担任を通じた間接的な支援においては特別支援学級担任の専門性が

活用されつつある学校が多いと考える。しかし、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒への直接的な支援については多く行われていないことや、30.2%の学校では、特別支援学級担任による支援が行われていないという現状から、特別支援学級の「弾力的な運用」は十分に行われているとはいえないと考える。

県内の中学校については、特別支援学級担任による通常の学級に在籍する特別な支援が必要な生徒への直接の指導や担任への支援を行っている学校が42.7%と半数以下であることと、特別支援学級担任による支援を行っている学校であっても、担任への支援と交流及び共同学習の際に行う該当生徒への支援が主であることから、特別支援学級の「弾力的な運用」が十分に行われているとはいえないと考える。

以上のことから、県内の小・中学校において、特別支援学級の「弾力的な運用」は十分に進んでいないと考える。

- (イ) 調査仮説2「県内小・中学校においては、特別支援学級の『弾力的な運用』についての理解が進んでいないのではないか」について

特別支援学級の「弾力的な運用」についての理解の状況は、前項でも述べたように言葉についての認知度は高い状況であった。しかし、通常の学級に特別な支援を必要とする児童生徒が在籍していても、該当児童生徒や担任への支援を行っていない学校が中学校57.3%、小学校30.2%であることと、支援が行われている場合でも該当児童生徒の担任への支援が主であること、特別支援学級担任が該当児童生徒への支援にかかわっていない理由として「特別支援学級に在籍する児童生徒への指導があるため」が小・中学校合わせて最も多いことなどから、特別支援学級の「弾力的な運用」は認知されていても、該当児童生徒への実際の指導や支援に結びついていない状況であり、理解が進んでいないと考える。

以上のことから、特別支援学級の「弾力的な運用」の具体的な内容については十分に理解が進んでいない状況であると考えられる。

イ 調査のまとめ

- (ア) 調査により明らかになった課題について

- ① 調査仮説1「県内小・中学校においては、特別支援学級の『弾力的な運用』が進んでいないのではないか」について

今回の調査の結果、県内小・中学校における特別支援学級の「弾力的な運用」は十分に推進されていない状況であることを確認することができた。その課題として、特別支援学級の実態により支援が難しいこと、特別支援学級担任以外の教職員が支援しており特別支援学級担任がかかわっていない場合があること、特別支援教育に関する校内での理解や保護者の理解が十分ではないために特別支援学級担任が支援にかかわっていないこと等が挙げられた。

そのためガイドブックでは、特別支援学級の「弾力的な運用」を行い、特別支援学級担任が通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への指導や支援を行うための校内体制の工夫について示す必要があると考える。校内の人員、場所、時間をどのように組み合わせればよいか、「弾力的な運用」の枠組みとなる部分について示すことが必要であると考えられる。また、特別支援学級の「弾力的な運用」が推進されるためには、具体的な事例を示す必要があると考える。

- ② 調査仮説2「県内小・中学校においては、特別支援学級の『弾力的な運用』についての理解が進んでいないのではないか」について

特別支援学級の「弾力的な運用」の理解については、「弾力的な運用」についての内容の理解が十分ではない状況であることが分かった。

そのため、ガイドブックでは、特別支援学級担任の専門性の内容と専門性を活用した支援、特別支援学級の場合としての活用等、具体的な指導や支援について示し、特別支援学級の「弾力的な運用」と特別支援学級担任の専門性の活用について校内の共通理解を図る必要があると考える。

(イ) 調査のまとめ

- ① 特別支援学級が設置されている小・中学校において、特別支援学級の「弾力的な運用」を推進する必要性が明らかになった。
- ② 特別支援学級が設置されている小・中学校において、特別支援学級の「弾力的な運用」を推進するための手だてとしての「特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブック」の必要性について確認することができた。
- ③ 調査により県内の特別支援学級が設置されている小・中学校の現状が明らかになり、「特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブック」を作成するための資料を得ることができた。

4 特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想に基づく手だての試案の作成

(1) 特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックの基本構想

特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックは、これまでに述べた特別支援学級の「弾力的な運用」の基本的な考え方と実態調査により得られた課題を基に、「特別支援学級の『弾力的な運用』」「特別支援学級担任の専門性の活用」「特別支援学級の『弾力的な運用』の事例」の3つの章による三部構成とする。各章の内容については【表4】に示す。

【表4】特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックの基本構想

章	観 点	主 な 内 容
第一章	特別支援学級の「弾力的な運用」	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級の「弾力的な運用」を推進する意義 ○特別支援学級の「弾力的な運用」の在り方 ○特別支援学級の「弾力的な運用」の範囲 ○特別支援学級の「弾力的な運用」の実際 ○校内の連携 ○保護者への理解啓発
第二章	特別支援学級担任の専門性の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級担任の専門性を活用することの意義 ○特別支援学級担任の専門性を活用した具体的な指導や支援 ○校内における交流及び共同学習 ○通常の学級担任との連携 ○保護者との連携
第三章	特別支援学級の「弾力的な運用」の事例	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校における運用例 ○中学校における運用例

(2) 特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックの試案の構想

ガイドブックの作成にあたっては、特別支援学級の「弾力的な運用」が各学校で推進され、特別支援学級担任の専門性が活用されるようになるために、以下について留意しながら作成を進めたいと考える。

特別支援学級の「弾力的な運用」を行うためには、支援を行う際の指導形態や支援の場の工夫の方法等、支援に必要な人と時間と場所を計画的に確保する方法を提示する必要がある。また、特別支援学級と通常の学級の時間割の調整を行うことが必要であるため、時間割を作成する際の留意点や手順、学期ごとの見直しなど具体的な方法についても示したいと考える。併せて、校内での共通理解を図るための手だてや、学校全体の児童生徒や保護者への理解啓発のための手だてについても示したいと考える。

特別支援学級担任の専門性の活用については、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒のニーズに応じた支援の方法や通常の学級担任に行う支援について示す必要があると考えることから、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒の状況により、必要な教材や学習環境の整備、個別指導の内容など具体的な場面を想定して提示したいと考える。併せて、特別支援学級の実態を踏まえ、特別支援学級の担任が校内の支援においてどのような役割を担うことができるのかを明らかにしたいと考える。

VI 研究のまとめと課題

1 研究のまとめ

本研究は、特別支援学級担任に求められる役割と具体的な運用方法を明らかにし、特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックを作成することによって、特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に役立てようとするものである。研究の第1年次目にあたる今年度は、特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想を明らかにすることができた。

(1) 特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本的な考え方

特別支援学級の「弾力的な運用」及びLD・ADHD等の児童生徒への特別支援学級担任の専門性を活用した支援に関する先行研究や文献を基に、特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本的な考え方を検討し、まとめることができた。

(2) 特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想の立案

基本的な考え方を踏まえ、小・中学校における特別支援学級の「弾力的な運用」を推進するための基本構想をまとめることができた。

(3) 県内の小・中学校における特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する実態調査と分析・考察

県内の小・中学校における特別支援学級の「弾力的な運用」の推進と特別支援学級担任の活用に関する調査を実施し、調査結果を分析・考察することにより、特別支援学級の「弾力的な運用」の実態と課題を把握し、特別支援学級担任の専門性を活用するためのガイドブックの方向性をまとめることができた。

(4) 特別支援学級の「弾力的な運用」の推進に関する基本構想に基づく手だての試案の構想

基本構想と実態調査をもとに、特別支援学級の「弾力的な運用」を推進するための手だてとして、県内の小・中学校や特別支援学級の実情を踏まえた「弾力的な運用」の在り方と、特別支援学級担任の専門性を活用するための具体的な方法を示したガイドブックの構想をまとめることができた。

2 今後の課題

- (1) 特別支援学級の「弾力的な運用」の意義と運用の在り方を示したガイドブックの作成を行う。
- (2) 指導実践をとおしてガイドブックの課題を明らかにし、ガイドブックの内容の充実を図る。

<おわりに>

この研究を進めるに当たり、実態調査にご協力いただきました特別支援学級設置校の先生方、並びにご高配くださいました関係機関の皆様に心よりお礼申し上げます。

【引用文献】

廣瀬由美子(2006),「国立特殊教育総合研究所のプロジェクト研究から～特殊学級の弾力的な運用とは?～」『LD&ADHD』2006年10月号, 明治図書, pp. 48-49

【参考文献】

大沼直樹(2007),『小・中学校教師のための特別支援教育入門』, 明治図書

大南英明編(2006),『学校改革選書4 特別支援教育の校内支援体制づくり』, 明治図書

柏木雅彦, 山口秀子(2003),『AD/HD・高機能自閉症と思われる児童・生徒への特別な支援のあり方研究』, 神奈川県立総合教育センター平成14年度研究集録第22集

木村浩紀, 伊藤友紀, 佐古勝利, 吉田忍(2007),『特別支援教育の推進に関する研究 校内支援体制の改善・充実を図るためのツールとその活用』, 北海道特別支援教育センター研究紀要第20号

全国特殊学級設置学校長協会(2005),『特別支援教育のすすめ方ー子どもの個性輝く学校・園づくりー』, 日本文教出版株式会社

全日本特別支援教育研究連盟編集(2007),『特別支援教育研究No. 597』, 日本文化科学社

千葉聡美, 日向正明, 久戸優, 中川正規, 奥田雅紀(2007),『特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の指導内容・方法に関する研究 通常の学級における特別な教育的支援の必要な児童への学習指導の工夫』, 北海道特別支援教育センター

柘植雅義(2004),『学習者の多様なニーズと教育政策 LD・ADHD・高機能自閉症への特別支援教育』, 勁草書房

柘植雅義監修・阿部利彦編(2007),『<先進事例集>地域の特色ある特別支援教育2 教師の力で明日できる特別支援教育』, 明治図書

辻井正次(2007),『特別支援教育ではじまる楽しい学校生活の創り方 軽度発達障害の子どもたちのために』, 河出書房新社

林 正直, 柏木雅彦, 大西祐二(2005),『通常の学級における個別の支援ニーズへの対応に関する研究ー個別の支援, 学級全体への対応, そして連携ー』, 神奈川県立総合教育センター研究収録24

廣瀬由美子他(2007),『プロジェクト研究中間報告書 小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究(2004～2006)』, 国立特別支援教育総合研究所